「外務省員手帳」を巡る政府参考人(外務省官房長) の不可解な答弁に関する質問主意書

出 者 鈴 木 宗

提

男

「外務省員手帳」を巡る政府参考人 (外務省官房長) の不可解な答弁に関する質問主意書

官房長)が、 たってその可否を慎重に検討しなければならない情報があるということで、 「外務省員手帳」に対する国会議員の資料提供を拒否する理由について、 平成十八年六月六日、 「この省員手帳の中に、 衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、 個人情報あるいは法人情報等、 公表したりあるいは提供するに当 政府参考人 外務省が平成十五年に作成した 御理解いただきたいというふ (塩尻孝二郎外務省

慎重 平成十五年に作成された 一に検討しなければならない個 「外務省員手帳」 人情報とは具体的に何を意味するか。 における、 公表するあるいは提供するに当たってその可否を

うに思います。」と答弁しているが、

右は真実に則った答弁か。

 \equiv 慎重に検討しなければならない法人情報とは具体的に何を意味するか。 平成十五年に作成された 「外務省員手帳」 における、 公表するあるいは提供するに当たってその可否を

兀 密指定のなされていない 平成十八年四月二十六日に提出した「『外務省員手帳』 「外務省員手帳」に関する資料提供の要求を拒否した理由について質した処、 に関する再質問主意書」において、 外務省が秘 同

年五月十二日付の政府答弁書

(内閣衆質一六四第二四〇号)には、

「外務省としては、

手帳が職員の執務

_

は、 政監視委員会第一分科会における塩尻孝二郎外務省官房長の答弁の内容に齟齬が生じていることに関 も 事実より、 務に際して参考にすることをいう。」と答えている。しかし、二〇〇三年版外務省員手帳のはしがきに れて豊かな生活を送り、 て質した処、 参考用に作成されたものであること等を踏まえて回答したものである。 日に提出した のと思料するが、 「これらの制度は、 外務省員手帳とは、 同年六月二日付の政府答弁書 「『外務省員手帳』 政府答弁書の内容と外務省員手帳のはしがき及び平成十八年六月六日の衆議院決算行 直接我が国の外交事務の遂行に関するものではありませんが、 もって職務に精励できるように支援するものです。 外務省員の特権、 に関する第三回質問主意書」において (内閣衆質一六四第二七八号)では、 福利厚生に関する手帳で、 「執務参考」 とあり、 」と書かれている。 「執務参考」 また、 『執務参考』とは、 の意味の定義 皆様が健康に恵ま とは関係 同年同月二十五 これらの のない に関 勤

Ŧi. 男衆議院議員が平成十八年六月六日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会での質問を行ったが、外務省 は右を外務省の内部情報の流出と認識しているか。 外務省が外部に提供していないとする平成十五年に作成された「外務省員手帳」を提示しながら鈴木宗

て、

政府

0

明確

な説明を求める。

六 外務省は、現在、 「外務省員手帳」の残部が存在しないとしているが、今後、 「外務省員手帳」を作成

する予定があるか。

右質問する。